

経営者、総務・経理担当者のためのメルマガ

須黒会計インフォメーション

税務・経営最新情報

2015年1月号

お客様各位

新年明けましておめでとうございます。

毎々格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

本年も、皆様のご期待に添うべく、所長所員一同燃えておりますので
なにとぞ倍旧の支援のほどお願い申し上げます。

本号のコンテンツ

1. やさしい税務会計ニュース：法人税額の税額控除の計算
2. お仕事カレンダー : 1月に行うべき業務などをまとめました。
3. 会話形式で楽しく学ぶ : 2年前納の国民年金保険料、税の取扱いはどう
税務基礎講座 になりますか？
4. 旬の特集 : 若年正社員の採用と育成の現状
5. WORD、EXCEL でそのまま使える経理総務書式集

やさしい税務会計ニュース

税務・会計のニュースを分かりやすく解説します。

【今月号のテーマ】

“ 法人税額の税額控除の計算 ”

資本金等の額が 3000 万円以下の中小企業者です。法人税の申告書において、税額控除適用前の法人税額が 300 万円の場合、いくら税額控除をすることができますでしょうか？

ニュースの詳細はこちら

<http://m.mkmail.jp/l/i/nk/jyfl3dnq1mdd>

経理総務担当者のための今月のお仕事カレンダー（1月分）

新年を迎え、気持ちも新たに仕事をスタートさせましょう。新年早々やるべきことがたくさんあります。もれのないように計画的に業務を進めましょう。

1月13日 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（12月分）

1月20日 源泉所得税の納期限の特例納付（前年7月～12月分）

詳細はこちら

<http://m.mkmail.jp/l/i/nk/x5m2d5nq1mdd>

会話形式で楽しく学ぶ税務基礎講座

企業から会計事務所に寄せられる相談を会話形式でまとめました。

【今月号のテーマ】

2年前納の国民年金保険料、税の取扱いはどうなりますか？

“2年前納”を選択すると、社会保険料控除として支払年に全額控除するのか、毎年控除するのか選択することができます。

詳細はこちら

<http://m.mkmail.jp/l/i/nk/y2ejmknq1mdd>

旬の特集

企業経営などに役立つテーマを特集としてお届けします。

今月号の特集は

“若年正社員の採用と育成の現状”

です。

厚生労働省から発表された資料から、若年正社員の採用や育成方針に関するデータをみていきます。

詳細はこちら

<http://m.mkmail.jp/l/i/nk/a2jb2anq1mdd>

WORD、EXCEL でそのまま使える経理総務書式集

そのままご利用いただける書式集をご用意しました。

ダウンロードはこちらから

<http://m.mkmail.jp/l/i/nk/nparwtng1mdd>

「資金調達サポート」のご案内

詳細はこちら

<http://m.mkmail.jp/l/i/nk/hk49wbng1mdd>

「相続税申告プラン、相続税対策サポートプラン」のご案内

詳細はこちら

<http://m.mkmail.jp/l/i/nk/pedl5xng1mdd>

【受信拒否】

本メールのご不要な方には大変ご迷惑をおかけいたしました。

誠にお手数ですが、下記HPにて「解除」手続きをお願いします。

配信解除 <http://m.mkmail.jp/l/i/nk/5zt4ownq1mdd>

.....

編集後記

2015年の目標は立てられましたか？

自分で立てた目標を達成できるよう、努力していきたいと思います。

最後までお読みいただきまして、ありがとうございました。

=====

発行元：須黒税務会計事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座5丁目14番16号

銀座アビタシオン1004号

TEL 03-3542-9755

発行人：須黒税務会計事務所 info@suguro-lead.com

=====